

「茨城大学人文学部と小美玉市との 地域連携に関する協定」締結式

平成 27 年 9 月 29 日
茨城大学人文学部

「茨城大学人文学部と小美玉市との地域連携に関する協定」締結式

1. 日 時 平成 27 年 9 月 29 日 (火) 11 時 30 分～13 時 00 分
2. 場 所 人文学部長室
3. 出席者

茨城大学人文学部		(敬称略)
佐川泰弘	人文学部長	
澁谷浩一	評議員・副学部長	
斎藤義則	同	(市民共創教育研究センター長)
馬渡 剛	人文学部准教授	(市民共創教育研究センター)
石井利男	人文学部事務長	
小美玉市		
島田穰一	小美玉市長	
島田清一郎	市長公室長	
白井福夫	企画財政部長	
倉田増夫	政策調整課長	
立原伸樹	企画調整課長	
佐々木 浩	人口減少対策・定住推進室長	

4. 次 第
 - (1) 開会 司会進行:馬渡 剛
 - (2) 出席者紹介
 - (3) 趣旨説明 斎藤義則センター長
 - (4) 協定書署名
 - (5) あいさつ
佐川泰弘人文学部長
島田穰一小美玉市長
 - (6) ヨーグルト乾杯 島田清一郎市長公室長
 - (7) 記者質問
 - (8) 記念撮影
 - (9) 閉会

5. 懇談会

茨城大学人文学部と小美玉市との地域連携に関する協定書

茨城大学人文学部(以下「甲」という。)と小美玉市(以下「乙」という。)は、相互に連携協力して、地域の発展と人材の育成を図るため、次の条項により協定を締結する。

(事業)

第1条 甲と乙が連携・協力して行う事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域特性を生かした産業の振興とまちづくり推進
- (2) 地域の発展に寄与する人材の育成
- (3) 人材交流の促進による地域コミュニティの活性化
- (4) 地域の政策課題に関する共同研究の推進
- (5) その他地域連携推進に必要な事項

(実施の方法)

第2条 前条に掲げる事業を実施するに当たっては、甲・乙で協議のうえ行うものとし、必要に応じて専門ワーキンググループを設置することができる。

2 前項に規定する専門ワーキンググループは、甲・乙から選出される者をもって組織する。

(経費の負担)

第3条 活動に係る経費の負担については、個別事業ごと甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(協定期間)

第4条 この協定の有効期間(以下「協定期間」という。)は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、平成28年度以降はその年度の3月31日までとし、協定期間満了の3か月前までに甲・乙いずれからも何ら意思表示がないときは、協定期間はさらに1年間延長するものとし、その後もまた同様とする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲・乙署名捺印のうえ、各1通を保有する。



小美玉市との主な連携事業

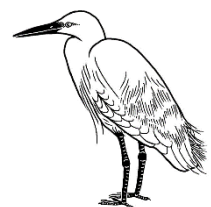
- (1) 地域特性を生かした産業の振興とまちづくり推進
 - ◆ 大学生による小美玉市の魅力の再考
 - ◆ 地域特産物の PR 効果の研究

- (2) 地域の発展に寄与する人材の育成
 - ◆ 大学と連携による市民講座の開講

- (3) 人的交流の促進による地域コミュニティの活性化
 - ◆ 各種イベントへの参加(ボランティア, ブースの開設等)
 - ◆ 地域産業への業務体験(外国人留学生を含む)
 - ◆ 空き家テナントを利用したイベントの開催

- (4) 地域の政策課題に関する共同研究の推進
 - ◆ 各種審議会等への参画

- (5) その他、地域連携に必要な事項
 - ◆ 連携可能な事業や会議への参加



茨城大学人文学部と茨城県自治体との円卓会議に関する申合せ

(平成 25 年 11 月 2 日円卓会議決定)

1 目的

茨城大学人文学部(以下「人文学部」という。)と茨城県自治体(以下「自治体」という。)は、協働して地域社会における共通政策課題を明確にし、その改善策を検討・実施するために、定期的に自治体円卓会議(以下「円卓会議」という。)を開催する。

2 役割

人文学部は、教員及び学生が地域社会における共通政策課題を明確にし、その改善策を検討・実施するための調査、研究及び教育を実施し、自治体は、人文学部による調査、研究及び教育への情報提供と支援を行うものとする。

3 開催時期と回数

会議は、原則として年間 1 回開催するものとする。ただし、必要がある場合は、臨時に開催することができる。

4 費用負担

事業に係る経費は、原則として調査・研究に係るものは自治体が負担するものとし、教育に係るものは人文学部が負担するものとする。ただし、この申合せによりがたい場合は、その都度協議して決めるものとする。

5 会員

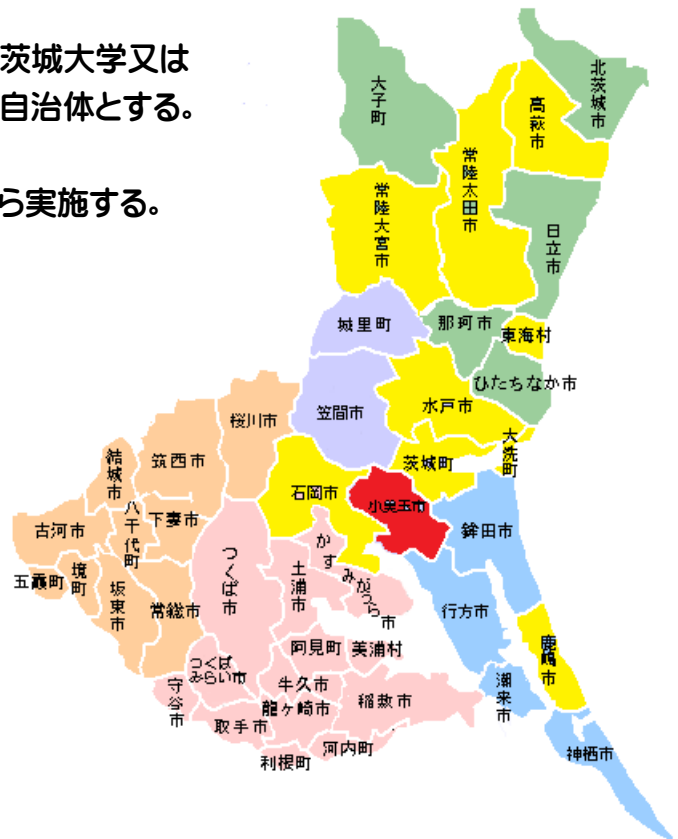
会員は、人文学部教員及び学生並びに茨城大学又は人文学部と地域連携協定を締結している自治体とする。

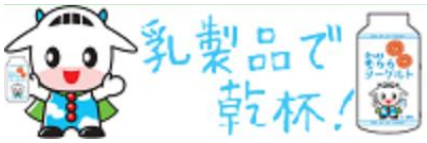
6 附則

この申合せは、平成 25 年 11 月 2 日から実施する。

会員自治体

水戸市	石岡市
常陸太田市	高萩市
鹿嶋市	常陸大宮市
小美玉市	茨城町
大洗町	東海村





小美玉市「乳製品で乾杯」を推進する条例が、平成 26 年 12 月 15 日から施行されました。

小美玉市は全国でも有数の酪農地帯であり、生乳の生産量は県内屈指であることから、乳製品の普及促進、健康増進、地域振興を図るために制定されたものです。

本日の協定締結調印式においても、「ヨーグルト乾杯」を行うこととしました。

人文学部市民共創教育研究センター

本学社会連携センターと連携しつつ、人文学部が「地域市民」と共に教育と研究、連携事業を共に創り、茨城県内地域および北関東地域の地域振興に寄与する。

市民共創教育研究センター運営会議

- (1) センター長
- (2) 副センター長 (2 人)
- (3) 各研究部門から 各 1 人 (7 人)
- (4) その他 若干人

構成員：人文学部全構成員

研究部門：

- ① まちづくり企画・運営部門
- ② PBL 授業企画・運営部門
- ③ 円卓会議企画・運営部門
- ④ コンソーシアム企画・運営部門
- ⑤ ボランティア情報企画・運営部門
- ⑥ 研究会・講演会・シンポジウム等企画・運営部門
- ⑦ 外部資金導入企画・運営部門

附属施設
鹿嶋研究所

公的セクター
県・市町村

市民セクター
NPO 法人・ボランティア組織・
コミュニティ組織

企業セクター
県内の企業

- ・ PBL 授業やCOC事業の企画と運営
- ・ 地域課題の共創研究と政策提言の企画
- ・ 地域社会からの大学への要望と対応策の検討

市民共創教育研究センター協議会

- (1) 人文学部長
- (2) センター長
- (3) 副センター長
- (4) 研究主任
- (5) 人文学部教授会で推薦された教員
- (6) 学外委員 (自治体、企業、団体の長)
- (7) その他

国内の大学拠点

海外の大学拠点

社会連携センター

各学部・各研究科・全学共同利用施設

茨城大学人文学部

市民共創教育研究センター

〒310-8512 茨城県水戸市文京 2-1-1

Tel 029-228-8513 (代表) Fax 029-228-8199

<http://www.hum.ibaraki.ac.jp/>